

議案第12号

元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の制定について

元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の制定について、次のとおり提案する。

平成31年4月25日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、東広島市教育委員会告示の様式中の年月日又は年度の表示に関し平成の元号又はその略号を用いているもの（以下「旧元号様式」という。）について、政令の施行の日以後の年月日又は政令の施行の日の属する年度以後の年度を表示する場合に元号を新元号に置換えることを目的として、新たに元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示を定めるため、この議案を提出するものである。

2 制定案

別紙のとおり

3 施行期日

政令の施行の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第26条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会告示第 号

元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示を次のように定める。

平成31年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、元号を改める政令（平成31年政令143号。以下「政令」という。）の施行に伴う東広島市教育委員会告示の規定による様式の特例を定めるものとする。

(様式の特例)

第2条 東広島市教育委員会告示の規定による様式のうち年月日又は年度の表示に関し平成の元号又はその略号を用いているもの（以下「旧元号様式」という。）について、政令の施行の日以後の年月日又は政令の施行の日の属する年度以後の年度を表示する場合は、旧元号様式にかかわらず、政令の施行後の元号又はその略号を用いるものとする。

附 則

- 1 この告示は、政令の施行の日から施行する。
- 2 旧元号様式による用紙のうち、この告示の施行の際現に存するものについては、第2条の規定にかかわらず、当分の間、平成の元号又はその略号を用いている部分を政令の施行後の元号又はその略号に適宜補正して使用することができる。